

## 第〇章 町田市立学校の施設機能別整備方針（案）

### I 小学校

#### 1 施設構成の基本的な考え方

学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させたり、児童にゆとりある生活環境を整備するうえでは、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」の整備が有効である。このことから、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の条件（面積、形状、関係法令による建築制限等）を踏まえて、オープンスペースを整備した場合でも、必要な諸室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能の必要面積を確保することができる場合には、オープンスペースを整備する。

ただし、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の条件を踏まえて、オープンスペースの整備が困難な場合には、学級単位の多様な学習活動を展開しやすくしたり、児童が最も多くの時間を過ごす普通教室においてゆとりある生活環境をつくるために、普通教室の面積を可能な限り広く整備するものとする。

#### 2 施設機能別整備方針

##### (1) 普通教室エリア

##### ①普通教室

##### ア 室数

普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて決定する。

##### イ 面積等

あ 普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり76㎡以上の面積で整備する。

ただし、76㎡以上の面積で普通教室を整備した場合に、児童数・学級数推計及び学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件により、普通教室以外の必要な諸室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能の必要面積を確保することが困難となる場合（以下「必要な室数及び面積の確保が困難となる場合」）には、普通教室の面積は、64㎡以上を目標として可能な限り広い面積で整備する。

い オープンスペースを整備する場合の普通教室の面積は、オープンスペースと普通教室と一体的な使用が可能となることから、原則として1教室あたり64㎡以上の面積で整備する。

う 普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を8m以上とすることを基本として、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くすることが望ましい。

ただし、普通教室の奥行を長くした場合に、必要な室数及び面積の確保が困難となる場合にはこの限りではない。

え 児童 1 人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書等を含めた学用品※<sup>1</sup>を保管することができる広さを確保する。

ただし、児童の鞆及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において児童 1 人あたりの収納に必要な広さを確認して整備すること。

お 児童の収納スペースは、児童が学用品を自ら管理しやすくするために、普通教室またはオープンスペースと一体的または近接的な位置に優先的に配置するものとし、多様な学習活動を展開する妨げとならないよう配慮するものとする。

か 普通教室の前面及び投影面・掲示面を設置する面には、大型提示装置等の ICT を積極的に活用した多様な学習活動と掲示スペースの確保を両立させるために、原則としてホワイトボードを整備する。

また、普通教室の前面には、指導上の観点から掲示スペースを確保しないものとする。

き 教員の執務及び収納スペースは、普通教室における多様な学習活動を妨げることのないよう、授業準備等に必要となる最小限度のスペースを確保して配置する。

く 普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保する。

け 普通教室で使用する児童の机及び椅子は、児童の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定する。

ウ 校内の配置

普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

## ②少人数教室

ア 室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1 校あたり 3 教室※<sup>2</sup>整備する。

イ 面積等

少人数教室は、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 校内の配置

少人数教室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

ただし、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合があることから、児童等の動線にも配慮した配置とすることが望ましい。

※<sup>1</sup> 小学校の学用品の例：鞆（ランドセル）、教科書、副読本、資料集、ドリル・問題集、習字セット、絵具セット、算数セット、鍵盤ハーモニカ、裁縫セット、体操着、水筒、粘土など

※<sup>2</sup> 第 4 学年～第 6 学年を想定

## (2) 多目的スペース

### ① オープンスペース (注) オープンスペースを整備する場合

#### ア 面積等

学級単位の多様な学習活動だけでなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、オープンスペースの幅は 5m 以上を確保する。

ただし、幅 5m 以上のオープンスペースを整備した場合に必要な室数及び面積の確保が困難となる場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

#### イ 位置

オープンスペースの位置は、学校を建設する用地の面積、形状等の条件を考慮したうえで、各校の実情に応じて決定する。

#### ウ 間仕切り

オープンスペースと普通教室の間には、会話や音楽の授業等の遮音、空調効果を考慮して可動式間仕切り（引戸型）を設置する。

また、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室とオープンスペースが一体空間となるような引戸の収納を確保することが望ましい。

#### エ 動線の確保

児童等の移動による音や会話等の遮音や視線を考慮して、原則として動線となる廊下をオープンスペースとは別に整備する。

ただし、オープンスペースとは別に廊下を整備した場合に必要な室数及び面積の確保が困難となる場合には、オープンスペースを整備せず、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールを複数整備する。

### ② 多目的ホール

#### ア 室数

あ オープンスペースを整備する場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、原則として 1 校あたり 1 カ所整備する。

い オープンスペースを整備しない場合には、学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、児童数及び学級数推計を踏まえて、1 校あたり 2 カ所以上整備する。

#### イ 面積等

多目的ホールの面積は、児童数及び学級数を踏まえて、原則として普通教室 2 教室分以上の面積で整備する。

また、多目的ホールの形状についても、学年単位の多様な活動等を展開しやすい形状及び設えとすることが望ましい。

#### ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

多目的ホールの配置は、地域開放や避難所としての利用を想定し、原則として地域開放棟または地域開放区画に配置する。

### ③多目的室

#### ア 室数

児童数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室※<sup>3</sup>整備する。

#### イ 面積等

多目的室は、習熟度別学習、外国語科及び外国語活動等をはじめとした授業のほか、普通教室として使用することを考慮した面積及び設えとする。

#### ウ 校内の配置

多目的室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

### ④小空間（クールダウンスペース）

普通教室またはオープンスペースの周辺に、個別の児童が落ち着きを取り戻したり、居場所を確保することができる小空間を配置することが望ましい。

## (3) 特別教室

### ①共通事項

特別教室の前面には、大型提示装置等のICTを積極的に活用した多様な学習活動を展開するために、原則としてホワイトボードを整備するとともに、前面には指導上の観点から掲示スペースを確保しないものとする。

### ②理科室

#### ア 室数

理科室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

#### イ 面積等

準備室を含めた理科室の面積は、原則として普通教室2教室分の面積で整備する。

#### ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

理科室は、屋外での観察、実験を円滑に行うことができるよう屋外テラス等と近接した位置に配置することが望ましい。

### ③音楽室

#### ア 室数

音楽室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計に基づいて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

#### イ 面積等

準備室を含めた音楽室の面積は、楽器等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室2.25教室分の面積で整備し、防音及び音響に十分配慮するものとする。

#### ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

音楽室の配置は、他の教室への音の影響を考慮した配置とすることが望ましい。

※<sup>3</sup> 第1学年～第3学年を想定

## ④ 図工室

## ア 室数

図工室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

## イ 面積等

準備室を含めた図工室の面積は、児童の作品等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室2.25教室分の面積で整備する。

ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

図工室は、屋外での活動を円滑に行うことができるよう屋外テラス等と近接した位置に配置することが望ましい。

## ⑤ 家庭科室

## ア 室数

家庭科室は、調理・被服兼用として1校あたり1教室整備するものとし、隣接した準備室を整備する。

## イ 面積等

準備室を含めた家庭科室の面積は、原則として普通教室2教室分の面積で整備する。

ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

(現時点は空欄)

## ⑥ ラーニングセンター (学校図書館)

これまでの学校図書館が有してきた図書やメディアの閲覧スペースに加えて、図書やメディア等を活用しながら多様な学習活動を展開することができるラーニングルームを備えたラーニングセンターを整備する。

## ア 面積等

あ ラーニングセンターの面積は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、原則として普通教室3.5教室分以上の面積で整備する。

い ラーニングルームには、普通教室では実施することができない多様な学習活動を展開することができる広さ及び設えとするものとし、閲覧スペースとラーニングルームを別の学級が同時に使用できるよう、間仕切り及び遮音等に配慮するものとする。

イ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

(現時点は空欄)

## II 中学校

### 1 施設構成の基本的な考え方

将来の生徒数の変動や学習内容及び学習方法の変化等に柔軟に対応するために普通教室を配置し、特別教室等を使用する授業以外は、普通教室で授業を行うことを基本として整備する。

この普通教室について、学級単位の多様な学習活動を展開しやすくしたり、中学生の体格を踏まえたゆとりある生活環境をつくるために、面積を可能な限り広く整備するものとする。

また、学年単位の活動等を3学年同時に展開することができるようにするために、体育館及び武道場以外に多目的に使用することができる空間（多目的ホール）を整備する。

### 2 施設機能別整備方針

#### (1) 普通教室エリア

##### ① 普通教室

##### ア 室数

普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて決定する。

##### イ 面積等

あ 普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として1教室あたり84㎡以上の面積で整備する。

ただし、84㎡以上の面積で普通教室を整備した場合に、生徒数・学級数推計及び学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件により、普通教室以外の必要な諸室数及び運動場及び体育館を含めた学校施設機能の必要面積を確保することが困難となる場合（以下「必要な室数及び面積の確保が困難となる場合」）には、普通教室の面積は、72㎡以上を目標として可能な限り広い面積で整備する。

い 普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を8mとすることを基本として、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くすることが望ましい。

ただし、普通教室の奥行を長くした場合に、必要な室数及び面積の確保が困難となる場合にはこの限りではない。

う 生徒1人あたりの収納は、登校時の鞆及び下校時において家庭学習で不要な教科書や副読本等を含めた学用品<sup>※4</sup>を保管することができる広さを確保するものとし、施設可能な収納を配置することができる設えとする。

ただし、生徒の鞆及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において生徒1人あたりの収納に必要な広さを確認して整備すること。

え 生徒の収納スペースは、生徒が学用品等を自ら管理しやすくするために、普通教室と一体的または廊下等の近接的な位置に配置する。

収納スペースを廊下等に配置する場合には、「あ」で定めた普通教室の面積から収納スペースの面積を除外して整備するものとする。

※4 中学校の学用品の例: 鞆、教科書、副読本、資料集、問題集、辞書、体操着、防寒着など

お 普通教室の前面及び投影面・掲示面を設置する面には、大型提示装置等の ICT を積極的に活用した多様な学習活動と掲示スペースの確保を両立させるために、原則としてホワイトボードを整備する。

また、普通教室の前面には、指導上の観点から掲示スペースを確保しないものとする。

か 普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保する。

き 普通教室で使用する生徒の机及び椅子は、生徒の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定する。

ウ 校内の配置

普通教室の配置は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とする。

## ②少人数教室

ア 室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1校あたり3教室<sup>※5</sup>整備する。

イ 面積等

少人数教室は、生徒数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

ウ 校内の配置

少人数教室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

ただし、生徒数の変動によって少人数教室以外に使用する場合があることから、生徒等の動線にも配慮した配置とすることが望ましい。

## (2) 多目的スペース

### ①多目的ホール

ア 室数

学年単位の活動等に使用することができる多目的ホールについて、1校あたり1カ所<sup>※6</sup>整備する。

イ 面積等

多目的ホールの面積は、生徒数及び学級数推計を踏まえて、原則として普通教室3教室分以上の面積で整備する。

また、多目的ホールの形状についても、学年単位の多様な活動等を展開しやすい形状及び設えとすることが望ましい。

ウ 校内の配置 **★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討**

多目的ホールの配置は、地域開放や避難所としての利用を想定し、原則として地域開放棟または地域開放区画に配置する。

※5 第1学年～第3学年（全学年）を想定

※6 体育館、武道場以外に1カ所を想定（学年単位の集会等を3カ所で同時開催可能）

## ②多目的室

### ア 室数

生徒数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室<sup>※7</sup>整備する。

### イ 面積等

多目的室は、普通教室として使用しない場合には、習熟度別学習をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとする。

### ウ 校内の配置

多目的室の配置は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とする。

## (3) 特別教室

### ①共通事項

ア 特別教室の前面には、大型提示装置等のICTを積極的に活用した多様な学習活動を展開するために、原則としてホワイトボードを整備するものとし、前面には指導上の観点から掲示スペースを確保しないものとする。

### ②理科室

#### ア 室数

理科室は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

#### イ 面積等

準備室を含めた理科室の面積は、原則として普通教室2教室分の面積で整備する。

#### ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

理科室は、屋外での観察、実験を円滑に行うことができるよう屋外テラス等と近接した位置に配置することが望ましい。 ★（要確認）小学校と同じでよいか

### ③音楽室

#### ア 室数

音楽室は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

#### イ 面積等

準備室を含めた音楽室の面積は、楽器等の保管スペースを考慮し、原則として普通教室2.25教室分の面積で整備し、防音及び音響に十分配慮するものとする。

#### ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討

音楽室の配置は、他の教室への音の影響を考慮した配置とすることが望ましい。

### ④美術室

#### ア 室数

美術室は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて、1校あたり1教室から2教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備する。

#### イ 面積等

準備室を含めた美術室の面積は、原則として普通教室2教室分の面積で整備する。

※7 第1学年～第3学年（全学年）を想定



- ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討  
(現時点は空欄)

#### ⑤技術室

##### ア 室数

技術室は、木工・金工兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備する。

##### イ 面積等

準備室を含めた技術室の面積は、原則として普通教室 2.5 教室分の面積で整備する。

- ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討  
(要確認)

#### ⑥家庭科室

##### ア 室数

家庭科室は、調理・被服兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備する。

##### イ 面積等

準備室を含めた家庭科室の面積は、原則として普通教室 2.5 教室分の面積で整備する。

- ウ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討  
(現時点は空欄)

#### ⑦ラーニングセンター（学校図書館）

これまでの学校図書館が有してきた図書やメディアの閲覧スペースに加えて、図書やメディア等を活用しながら多様な学習活動を展開することができるラーニングルームを備えたラーニングセンターを整備する。

##### ア 面積等

あ ラーニングセンターの面積は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、原則として普通教室 3.5 教室分以上の面積で整備する。

い ラーニングルームには、普通教室では実施することができない多様な学習活動を展開することができる広さ及び設えとするものとし、閲覧スペースとラーニングルームを別の学級が同時に使用できるよう、間仕切り及び遮音等に配慮するものとする。

- イ 校内の配置 ★学校施設機能の多機能化・複合化のあり方検討回で再検討  
(現時点は空欄)

### Ⅲ 小・中学校の共通事項

#### 1 特別支援教育

##### (1) 特別支援学級

###### ①室数

知的障がい及び自閉症・情緒障がい学級を設置する学校には、小教室、プレイルーム、教員が授業準備を行う準備室及び専用のトイレ・倉庫を一体的に整備する。

小教室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、小教室については、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、学級数の変動に柔軟に対応することができる必要数を整備する。

また、肢体不自由学級を設置する学校の施設機能については、設置校を改築する際に必要な施設機能を個別具体的に検討するものとする。

###### ②面積等

知的障がい及び自閉症・情緒障がい学級を設置する学校の施設機能については、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、下記の面積で整備する。

ア 小教室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

イ プレイルームは、原則として1教室分以上の面積で整備する。

ウ 準備室は、0.5～1教室分の面積を目安として整備する。

エ 特別支援学級のトイレは、児童・生徒が利用しやすい位置に配置するものとし、一体または近接してシャワー設備を整備することが望ましい。

オ 特別支援学級の倉庫は、必要な教材等を保管することができる面積で整備する。

###### ③校内の配置

特別支援学級は、緊急時に速やかに移動することができるよう地上階に配置する。

また、児童・生徒が通いやすい位置に配置することが望ましい。

##### (2) 特別支援教室

###### ①室数

特別支援教室を設置する学校には、全体指導室、個別指導室及び巡回する教員が授業準備等を行う準備室を一体的に整備する。

個別指導室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、個別指導室については、学校施設整備時における指導体制を確認して、必要数を整備する。

###### ②面積等

ア 全体指導室は、原則として普通教室1教室分の面積で整備する。

イ 個別指導室は、1室あたり10㎡程度を目安として整備する。

ウ 準備室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備する。

###### ③校内の配置

特別支援教室は、児童・生徒が通いやすい位置に配置することが望ましい。

#### 2 管理諸室

##### (1) 施設構成の基本的な考え方

管理諸室は、原則として一体的または近接的に整備するものとし、教職員間の連携を重視した配置とする。

## (2) 職員室

### ①室数

職員室は、特別支援教育を担当する教員も含めて 1 つの職員室で執務することができるよう整備するものとし、印刷・教材作成スペース及びコミュニケーションスペースを併設する。

また、教員以外に教育活動に従事または補助する人材のうち、職員室に個人机、共用机または共有スペースが必要な人材に必要な環境を整備する。

### ②面積等

ア 職員室は、印刷・教材作成スペース、コミュニケーションスペースも含めて、児童・生徒数及び学級数推計を踏まえて、原則として普通教室 3.5 教室分以上の面積で整備する。

イ 特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校となっている学校にあっては、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況及び指導体制を踏まえて、アで定めた職員室の面積に必要な面積を加算して整備するものとする。

ウ 教員等が効率的に働きやすい環境を整備するために、原則として職員室内に印刷・教材作成スペースを整備する。

エ 教員等が円滑な情報共有を行ったり一時的な休息をするために、職員室内にコミュニケーションスペースを整備する。

コミュニケーションスペースには、給湯設備を整備するとともに、家具の配置等を工夫し、教員等が気軽に集まりやすい環境を整備する。

オ 職員室またはその周辺において、落ち着いた環境で電話対応をすることができるスペースを整備する。

カ 職員室には、個人情報の管理に配慮しつつ、児童・生徒が気軽に相談しやすい設えとすることが望ましい。

### ③校内の配置

職員室は、原則として校長室と隣接させて配置するとともに、児童・生徒の安全を確保するために、屋外運動場等の児童・生徒を見守りやすい位置に配置する。

## (3) 校長室

### ①面積等

校長室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備する。

### ②校内の配置

校長室は、原則として職員室と隣接させて配置する。

## (4) 事務室

### ①面積等

事務室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備する。

### ②校内の配置

事務室は、来客者を確認することができる位置に配置するとともに、来客者に対応しやすい設えとする。

また、校長室と隣接または近接することが望ましい。

## (5) 保健室

## ①面積等

保健室は、原則として普通教室 1.5 教室分の面積で整備し、シャワー設備を整備するものとする。

## ②校内の配置

保健室は、屋外運動場に近く、救急車両等が近接しやすい位置に配置する。

## (6) 用務員室

用務員室は、執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを合わせて、原則として普通教室 1 教室分の面積で整備する。

## (7) 倉庫・教材室

倉庫・教材室は、学校施設を整備する通学区域における児童数・学級数推計を踏まえて、原則として校内全体で普通教室 4 教室分の面積を目安として整備するものとし、物品・教材等を管理しやすい箇所に配置する。

## (8) 教育相談室 ★調整事項（教育相談室と進路指導室の使い方の違い）

## ①面積等

教育相談室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備する。

## ②校内の配置

教育相談室は、管理諸室を配置する区域において、原則として保健室と近接させながら、周囲に気兼ねなく出入りができる配置とする。

## (9) 進路指導室（中学校） ★調整事項（教育相談室と進路指導室の使い方の違い）

## ①室数

進路指導室は、学年別の対応することができるようにするために、原則として 1 校あたり 3 室整備する。

## ②面積等

進路指導室は、原則として校内全体で普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備する。

## ③校内の配置

進路指導室は、周囲に気兼ねなく出入りができる配置とする。

## (10) 会議室

会議室は、原則として普通教室 1 教室分の面積を目安として整備する。

## (11) 教職員用更衣室

## ①室数

教職員用更衣室は、男女を区分して各 1 室整備する。

## ②面積等

教職員用更衣室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備するものとし、シャワースペース及び休憩スペースの面積を加算して併設するものとする。

## ③校内の配置

## (12) 給湯室

管理諸室を配置する区域には、来客者への対応等を行うための給湯室を整備する。

### 3 ICT 環境

- (1) 普通教室及び特別教室は、プロジェクター型の大型提示装置を整備するものとする。  
ただし、大型提示装置を含めた ICT 機器は時代に応じて進化することから、時代に応じた多様な学習活動を展開するために必要な ICT 機器を積極的に選定すること。
- (2) 指導者用及び学習者用コンピュータがネットワークに接続することができる環境について、原則として体育館等を含めた校舎内に整備する。  
また、屋外運動場においてもネットワークに接続することができる環境を整備することが望ましい。
- (3) 学習者用コンピュータの保管または充電場所について、時代に応じた学習者用コンピュータの活用方法及び性能等を踏まえた適切な位置に整備する。